

様式第一の二（第十条関係）（平12総府令94・一部改正、平17環省令27・旧様式第一線下、平19
環省令8・平26環省令20・平30環省令15・令2 環省令9・一部改正）

南極地域活動計画確認申請書

年 月 日

環境大臣 殿

主宰者

住所

氏名

電話番号

南極地域の環境の保護に関する法律第6条第1項の規定により、南極地域活動計画について確認を受けたいので、次のとおり申請します。

目的		
行為者の人数		
業務に関して南極地域活動を行う法人がある場合の当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名		
南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法等及び当該活動の行為者の氏名	別紙1及び別紙2のとおり	
計画に含まれる南極地域活動を構成する行為のうち、法第7条1項1号から3号までに掲げる要件に関連するもの（以下「制限関連行為」という。）の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名	別紙3のとおり	
備考		

〔記載要領〕

1. 主宰者が法人の場合にあっては、「主宰者の住所」については、主たる事務所の所在地（外国の法人にあっては、日本国内の主たる事務所の所在地）を記載し、「主宰者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。また、役員の氏名を備考欄に記載すること。
2. 「目的」については、申請に係る南極地域活動計画（以下単に「計画」という。）全体の目的を記載すること。
3. 「行為者の人数」については、申請に係る計画に含まれる南極地域活動の行為者の総数を記載すること。
4. 「業務に関して南極地域活動を行う法人がある場合の当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名」については、申請に係る計画に含まれる南極地域活動を法人の業務としてする行為者がある場合に、当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名を記載すること。
5. 「計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法及び当該活動の行為者の氏名」については、計画を構成する個々の行為の目的の一体性や相互の関連等の観点から計画の内容を一又は複数の南極地域活動に区分し、別紙1に従いその一覧表を作成すること。さらに、別紙1に記載されるそれぞれの南極地域活動ごとに、別紙2に従いその目的、時期、場所、実施方法及び当該活動に係る行為者の氏名等を記載すること。
6. 「制限関連行為の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名」については、法第7条第1項第1号から第3号までに掲げる要件に関連する行為についての該当の有無並びに該当する場合にあっては、それぞれの南極地域活動ごとに別紙3及び別紙3－1から別紙3－7までにより、その詳細な内容及び行為者の氏名を記載すること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

[別紙 1]

計画に含まれる南極地域活動の一覧表

番号	南極地域活動の区分	備考

[記載要領]

1. 「南極地域活動の区分」については、その内容を表現する適切な名称を記載すること。
2. 「備考」については、南極地域活動の区分に当たっての考え方等を必要に応じて記載すること。
3. 南極地域活動の数に応じ、適宜欄を追加すること。

[別紙 2]

南極地域活動の目的、時期、場所、実施方法等の総括表

南極地域活動の区分	番 号
目的	
時期	
場所及び自然環境の概況	
実施方法	
制限関連行為の有無	
行為者の人数及び氏名	
その他	

[記載要領]

1. 本様式は別紙 1 に記載した個々の南極地域活動ごとに作成すること。
2. 「南極地域活動の区分」及び「番号」については、別紙 1 の南極地域活動の区分及び番号を記載すること。
3. 「目的」については、計画に含まれる南極地域活動が複数ある場合には、計画全体の中で当該南極地域活動が分担する個別的かつ具体的な目的を記載すること。
4. 「時期」については、当該南極地域活動の着手及び完了の予定日を記載すること。気象等の条件により着手及び完了の日の特定が困難な場合には、当該南極地域活動の実施が見込まれる期間の始期及び終期並びに当該南極地域活動に要する日数を記載すること。
5. 「場所」については、当該南極地域活動の実施場所を経緯度及び地名等により記載すること。野外調査や輸送等については、出発点、目的地のほか移動経路の概要（主要中継点等）も記載すること。なお、気象、交通等の条件により、南極地域活動の場所や経路の変動が予想される場合には、想定される変動の範囲が明らかになるよう記載すること。また南極地域活動の場所又は経路の概要を示す案内図及び当該場所の詳細を示す位置図を添付すること。これらの添付図の縮尺は活動の内容及び範囲に応じて適宜選択すること。

「自然環境の概況」については、南極地域活動が行われる場所やその周辺地域における地形の概況、露岩地域、水系、植生、動物の繁殖地又は生息地等保護上留意すべき対象の有無及び当該南極地域活動とこれらの対象との位置関係

について記述すること。またこれらの対象の位置については、できる限り上記の添付図に記載すること。

6. 「実施方法」については、以下の例を参考にしつつ、当該南極地域活動の類型及び特性に応じて記載項目を選定し、各項目ごとに具体的に記載すること。
 なお、7の制限関連行為として記載される事項については、省略して差し支えないこと。

[観測隊の活動の場合]

南極地域活動の類型	記載項目
施設内部での観測・研究	・観測・研究の対象及び材料 ・観測・研究の方法及び使用機材
野外（陸域）での観測・調査	・観測・調査の対象（地形・地質、鉱物、気象、電磁波、動植物種、生態系等） ・車両・航空機等の使用又は運行方法 ・野営方法 ・観測・調査の方法及び使用機材（ラジオゾンデ、ロケット、火器の使用を含む。）
海洋での観測・調査	・観測・調査の対象（海象、地形・地質、鉱物資源、生物相等） ・観測・調査の方法及び使用機材
土地の造成その他土地の形状の変更及び工作物の新築、増改築、撤去	・規模（造成面積、建築面積、高さ等） ・構造及び材料 ・工事の施行方法（使用機材、作業区域、仮設工作物等） ・施設の使用期間及び工事終了後の取扱い
基地における生活基盤の維持	・持込燃料の種類、量及び保管方法 ・熱及び電力供給施設の概要、運転方法、燃料使用量 ・水源及び給水施設の概要、水使用量 ・その他持込資材の種類、量、保管方法
資材の輸送及び保管	・資材の種類 ・運搬機材、輸送方法及び回数 ・中継点における保管の方法
観測船の航行及び接岸	・使用船舶の船名及び船籍 ・使用船舶の諸元

[観光クルーズ活動の場合]

南極地域活動の類型	記載項目
クルーズ船の航行及び接岸	・使用船舶の諸元 ・主要探勝対象 ・探勝・観察の方法（鳥類等の群れへの接近の有無）
小型舟艇による上陸	・上陸地点別の ・使用舟艇 ・一回の上陸人数及び同一地点でののべ上陸回数 ・探勝・観察対象及び方法（行動範囲、鳥類等の群れへの接近、植生の踏み付けの有無等を含む。） ・上陸時間帯及び1回の上陸の滞在時間 ・安全確保のための措置
航空機による探勝及び着陸	・使用機材及び搭乗人員数 ・飛行経路及び高度 ・探勝・観察対象及び方法 ・着陸地点別の ・人数及び回数 ・探勝・観察対象及び方法（行動範囲、鳥類等の群れへの接近、植生の踏み付けの有無等を含む。） ・時間帯及び1回の着陸行動の滞在時間 ・安全確保のための措置

[探検活動、登山の場合]

南極地域活動の類型	記載項目
活動基地への到達、資材の搬入、仮置、活動支援	・交通又は輸送の手段 ・使用機材 ・運航会社名 ・主な資材の内容及び量 ・資材の仮置の方法 ・活動支援体制
探検、登山	・交通又は輸送の手段 ・主な携行機材、物資 ・野営方法

	・支援基地との連絡手段 ・安全確保のための措置
--	--

7. 「制限関連行為の有無」については、別紙3及び別紙3－1から別紙3－7までによりその有無及び詳細な内容を明らかにすることとし、該当する場合には本欄に別紙3又は別紙3－1から別紙3－7までのいずれかのとおりと記載すること。
8. 「行為者の人数及び氏名」については、当該南極地域活動を実行する行為者の実数及び氏名を記載すること。なお、申請の時点ですべての行為者の氏名が確定していない場合には、確定している者についてのみ記載すること。ただし、行為者の数については、氏名が未確定の者も含めた数を記載すること。
9. 南極特別管理地区内で活動が実施される場合には、「その他」に当該南極特別管理地区名を記載すること。
10. 南極地域活動を法人の業務としてする行為者がある場合には、「その他」に当該法人の名称及び住所並びに代表者の氏名を当該行為者との対応関係が明らかになるように記載すること。

[別紙 3]

南極地域活動における制限関連行為総括表

南極地域活動の区分		番 号	
①<鉱物資源活動への該当> 有・無 (法第13条)			
有の場合	目的		
	行為者の氏名		
	調査結果の公表方法 (予定)		
	過去の調査の公表実績		
②<生きていない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体 (個体の一部を含み加工品を除く。)の南極地域への持込み> 有・無 (法第14条第1項)			
有の場合	持込品目の種類		
	生きていない家きんの持込みを行う場合の品目別の持込み前の検査の内容等		
	持出し及び検査を行う国		
	検査の内容		
	品目別の持込み後の管理及び除去又は処分の方法		
	行為者の氏名		
③<南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は南極鳥類の卵の採取又は損傷> 有・無 (法第14条第2項第1号)			
有の場合	別紙3-1により、行為の詳細を記載		
④<生きている生物 (ウイルスを含む。)の南極地域への持込み> 有・無 (法第14条第2項第2号)			
有の場合	別紙3-2により、行為の詳細を記載		
⑤<南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為> 有・無 (法第14条第2項第3号)			
有の場合	別紙3-3により、行為の詳細を記載		
⑥<廃棄物の処分及び保管> 有・無 (法第16条)			
有の場合	別紙3-4-1から別紙3-4-3までにより詳細を記載		
⑦<ポリ塩化ビフェニル (別名PCB) 及び南極地域の環境の保護に関する法律施行令第5条で定める物の南極地域への持込み> 有・無			

(法第18条)		
	有の場合	別紙 3—5 により詳細を記載
⑧<南極特別保護地区への立入り> 有・無 (法第19条)		
	有の場合	別紙 3—6 により詳細を記載
⑨<南極史跡記念物の補修等> 有・無 (法第20条)		
	有の場合	別紙 3—7 により詳細を記載

〔記載要領〕

1. 本様式において「法」とは、南極地域の環境の保護に関する法律（平成 9 年法律第61号）をいうこと。
2. 「南極地域活動の区分」及び「番号」については、別紙 1 の南極地域活動の区分及び番号を記載すること。（以下別紙 3—1 から別紙 3—7 までについて同じ。）
3. 「行為者の氏名」欄には行為者が当該行為をその業務に関してする法人がある場合には、その名称も記載すること。（以下別紙 3—1 から別紙 3—7 までについて同じ。）
4. 欄内に書ききれない場合には、適宜別紙にて記載すること。（以下別紙 3—1 から別紙 3—7 までについて同じ。）
5. ⑤の行為には③及び④の行為は含まないものとし、具体的には次のとおりとする。
 - ⑤—1 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為
 - ⑤—2 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為
 - ⑤—3 在来植物（議定書附属書Ⅱ第 1 条(c)の在来植物をいう。以下同じ。）の除去又は損傷
 - ⑤—4 回転翼航空機その他の航空機の飛行又は着陸並びに車両又は船舶（エアクション船及び小艇を含む。）の使用により南極鳥類並びにあざらし（別表第 2 のあざらし科に掲げる種の生きている個体をいう。以下同じ。）及びおっとせい（別表第 2 のあしか科に掲げる種の生きている個体をいう。以下同じ。）の群れを乱す行為
 - ⑤—5 爆発物又は火器の使用により南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為
 - ⑤—6 繁殖又は換羽中の南極鳥類の個体の周辺を歩行し、繁殖又は換羽を妨げる行為及び南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れの周辺を歩行し、これらの群れを乱す行為
 - ⑤—7 航空機の着陸、車両の運転、人の歩行その他の方法により陸上の在来

植物の群生に損傷を与える行為（当該行為により植生に物理的な損傷を与えるものに限る。以下同じ。）

- ⑤—8 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物（議定書附属書Ⅱ第1条(d)の在来無脊椎動物をいう。以下同じ。）の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為（⑤—7の行為を除く。）

ただし、⑤—1、⑤—2及び⑤—6の行為には③の行為に伴って行われるものは含まないこと。

6. ⑥の行為は、法第3条第12号に規定する廃棄物の南極地域からの除去又は南極地域における処分及びこれらに伴う保管をいう。
7. ⑨の行為は、南極史跡記念物の補修又は展示等のための工事、一時的な移動又は近接地域への移設をいう。

[別紙 3－1]

南極哺乳類若しくは南極鳥類の捕獲若しくは殺傷又は
南極鳥類の卵の採取若しくは損傷の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
捕獲等の対象種			
捕獲等を行う個体の数			
目的及び当該数の捕獲等が必要な理由			
場所			
時期			
実施方法			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「捕獲等を行う個体の数」については、内訳として捕殺（南極鳥類の卵の採取及び破損を含む。以下この別紙において同じ。）する個体の数を記載すること。
2. 「目的及び当該数の捕獲等が必要な理由」については、捕殺を行う場合にあっては、当該数の捕殺が必要な理由及び捕殺を行う数と当該捕殺に係る個体の属する個体群の次の繁殖期における個体の回復が可能な数との比較の結果についても記載すること。
3. 「場所」及び「時期」については、別紙 2 記載要領 4 及び 5 に準じて記載すること。
4. 「実施方法」については、捕獲等に用いる器具及びその使用方法を記載すること。また生体で捕獲する場合にあっては、飼養方法についても記載し、マーカ一等をつけた上で放す場合にはその旨記載すること。

[別紙 3－2]

生きている生物（ウイルスを含む。）の南極地域への持込みの詳細

南極地域活動の区分		番 号	
持込みに係る生物の種名			
持込みに係る個体の数量			
土壌の持込みの有無			
それぞれの個体の年齢、性別等			
目的			
飼育その他管理の方法			
除去又は処分の方法			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「持込みを行う個体の数量」については、微小な生物で個体の識別が困難なものは重量を記載すること。
2. 「土壌の持込みの有無」については、該当がある場合には、持ち込まれる土壌の滅菌処理の方法について記載すること。
3. 「それぞれの個体の年齢、性別等」については、明らかな場合にのみ記載すること。なお植物の場合にあっては、種子、苗、成体等の区分を記載すること。
4. 「飼育その他管理の方法」については、持ち込まれた生物の逃亡又は南極地域の在来の動植物との接触を防止するための措置を記載すること。
5. 「除去又は処分の方法」については、持ち込まれた生物が南極地域から除去されるか否か、また南極地域で処分される場合にはその方法を記載すること。

[別紙 3－3]

南極地域に生息し、又は生息する動植物の生息状態又は生育状態及び
生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為の詳細

[3-3-1] 南極哺乳類又は南極鳥類に触れる行為

南極地域活動の区分		番 号	
対象種			
目的			
場所			
時期			
実施方法			
行為者の氏名			

[3-3-2] 南極哺乳類又は南極鳥類を苦しめる行為

南極地域活動の区分		番 号	
対象種			
目的			
場所			
時期			
行為の内容、実施方法			
行為者の氏名			

[3-3-3] 在来植物の除去又は損傷

南極地域活動の区分		番 号	
種名等			
目的			
場所			
時期			
実施方法			
除去又は損傷を行う種の 局地的分布又は豊度			
行為者の氏名			

[3-3-4] 回転翼航空機その他の航空機の飛行及び着陸並びに車両又は船舶（エアクッション船及び小艇を含む。）の使用により、南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番 号	
群れの構成種			
航空機、車両等の種類			
目的			
時期			
飛行等の経路、着陸等 地点及び群れとの距離			
行為者の氏名			

[3-3-5] 爆発物又は火器の使用により、南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番 号	
群れの構成種			
爆発物等の種類			
目的			
時期			
場所及び群れとの距離			
行為者の氏名			

[3-3-6] 繁殖又は換羽中の南極鳥類の個体の周辺を歩行し、繁殖又は換羽を妨げる行為及び南極鳥類並びにあざらし及びおっとせいの群れの周辺を歩行し、これらの群れを乱す行為

南極地域活動の区分		番 号	
種名又は群れの構成種			
目的			
時期			
場所			
行為者の氏名			

[3-3-7] 航空機の着陸、車両の運転、人の歩行その他の方法により陸上の在来植物の群生に損傷を与える行為

南極地域活動の区分		番 号	
群生の構成種			
目的			
時期			
場所			
行為の内容、実施方法			
損傷の程度			
行為者の氏名			

[3-3-8] 南極哺乳類、南極鳥類、在来植物又は在来無脊椎動物の生育地又は生息地に有害な変化をもたらす行為

南極地域活動の区分		番 号	
生息、生育地の場所			
生息、生育地の構成種			
行為の内容、実施方法			
目的			
時期			
行為者の氏名			

[記載要領]

[3-3-1]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-2]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-3]

- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載する

こと。

- ・「実施方法」については、在来植物の除去又は損傷に用いる機材及び除去又は損傷を行う個体の数量又は群落の面積を記載すること。
- ・「除去又は損傷を行う種の局地的分布又は豊度」については、行為場所周辺における対象種の分布範囲、群落の規模、生育密度等を記載すること。

[3-3-4]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「航空機、車両等の種類」については、使用する航空機、車両又は船舶の名称又は機種名を記載すること。
- ・「時期」については、別紙2記載要領4に準じて記載すること。
- ・「飛行等の経路、着陸等地点」については、別紙2記載要領5に準じて記載すること。
- ・「着陸等地点」については、航空機の着陸又は車両の停車若しくは船舶の停泊地点を記載するものとし、群れの周辺で着陸、停車又は停泊する場合に限り記載すること。
- ・「群れとの距離」については、想定される最近接距離を記載すること。

[3-3-5]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-6]

- ・「群れの構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4及び5に準じて記載すること。

[3-3-7]

- ・「群生の構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「場所」及び「時期」については、別紙2記載要領4、5に準じて記載すること。
- ・「行為の内容、実施方法」については、在来植物の群生に損傷を与える原因となる行為の種類及びその実施方法を様式3-3-4に準じて記載すること。
- ・「損傷の程度」については、損傷を受ける植物の群生の面積や損傷の内容を記載すること。

[3-3-8]

- ・「生息、生育地の場所」及び「時期」については、別紙 2 記載要領 4 及び 5 に準じて記載すること。
- ・「生息、生育地の構成種」については、主要な種を記載すること。
- ・「行為の内容、実施方法」については、生息地又は生育地に有害な変化をもたらす行為の種類及び実施方法を別紙 2 記載要領 6 に準じて記載すること。

廃棄物の種類、量及び保管並びに処分方法の総括表

南 極 地 域 活 動 の 区 分			番 号				
廃 棄 物 の 種 類		内 訳	発 生 地 点	量	保 管 方 法	除 去 又 は 処 分 の 方 法	
区 分							
汚 水 及 び 生 活 排 水 (デ ル ー プ 1)	汚 水 及 び 生 活 排 水 (政 令 第 4 条)						
汚 水 及 び 生 活 排 水 以 外 の 液 状 の 廃 棄 物 (デ ル ー プ 2)	処 分 が 禁 止 さ れ る 液 状 の 廃 棄 物	液 状 の 廃 油 (政 令 第 3 条 第 2 号)					
		廃 駆 除 剤 (政 令 第 3 条 第 3 号)					
		有 害 な 物 質 を 含 む 液 状 廃 棄 物 (政 令 第 3 条 第 4 号)					
		廃 培 養 液 (政 令 第 3 条 第 5 号)					
可 燃 性 の 固 形 状 の 廃 棄 物 (デ ル ー プ 3)	そ の 他 の 液 状 の 廃 棄 物						
		固 形 状 の 廃 油 (政 令 第 2 条 第 2 号)					
	処 分 が 禁 止 さ れ る 固 形 状 の 廃 棄 物	石 炭 及 び 石 炭 か ら 製 造 し た 固 形 燃 料 で あ る も の (政 令 第 2 条 第 3 号)					

不燃性の固形状の廃棄物 (グループ4)		廃駆除剤 (政令第2条第4号)							
		廃プラスチック類 (政令第2条第5号)							
		ゴムくず (政令第2条第6号)							
		防腐処理等された木くず (政令第2条第7号)							
		その他							
		廃木材							
		紙ごみ							
		廃食材、残飯							
		生きている持ち込まれた生物							
		その他 (繊維・皮革製品等生物材料又はその他の持ち込まれた生きている生物)							
		車両、観測機器、コンピュータ等の大型機械又は器具の不要物							

	その他の機械又は器具の不要物						
	廃プラム缶						
	金属くず						
	コンクリート、アスファルト、ガラス等のくず						
	電池						
放射性物質 (グループ5)	その他						
	放射性物質であって液状の不要物であるもの(政令第3条第1号)						
	可燃性の放射性物質であって固形状の不要物であるもの(政令第2条第1号)						

[記載要領]

- この別紙において「政令」とは、南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成9年政令第244号）をいうこと。
- 「内訳」については、当該区分に含まれる廃棄物を、発生源、廃棄物としての特性、保管又は処分等の方法の違いの観点から適宜区分し記載すること。
- 「発生地・点」については、基地施設内、A 島野外調査地、B 補給経路等概略の位置を記載すること。
- 「保管方法」については、除去又は処分を行うまでの間の保管の方法について記載すること。なお、集中管理を行う場合に

あっては、別紙 3－4－2 において保管方法の詳細を記載するものとし、本欄には別紙 3－4－2 の保管方法の区分に係る整理番号を記載すること。

5. 「除去又は処分の方法」については、南極地域から除去する場合にあってはその旨、また南極地域において処分する場合にあってはその方法の詳細を別紙 3－4－3 に記載することとし、本欄には別紙 3－4－3 の処分の方法の区分に係る整理番号を記載すること。

[別紙 3－4－2]

保管方法の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
保管方法の区分		施設等の場所、内容及び	飛散、流出又は地下浸透等
整理番号		保管方法	を防止するための措置

[記載要領]

1. 本様式には、集中的に廃棄物の保管を行う場合の保管方法を記載すること。
2. 「保管方法の区分」については、現地で行っている分別等の実態に応じ適宜区分しその方法の名称を記載すること。
3. 「施設の場所、内容及び保管方法」については、保管を行う場所、コンテナ、ドラム缶等の保管に用いる設備の概要及び破砕等の中間処理の方法を記載すること。

[別紙 3－4－3]

処分方法の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
処分方法の区分	整理番号	処分方法の詳細	
固形状の廃棄物で可燃性のものの焼却（法第16条第1号） A	A－1	焼却炉の構造、設置場所	
		残灰の処理方法	
		行為者の氏名	
	A－2	焼却炉の構造、設置場所	
		残灰の処理方法	
		行為者の氏名	
液状の廃棄物の環境省令で定める地域における埋立（法第16条第2号） B	B－1	場所	
		方法	
		行為者の氏名	
	B－2	場所	
		方法	
		行為者の氏名	
生活排水等である液状廃棄物の陸域から海域への排出（法第16条第3号） C	C－1	場所	
		排出水の処理方法	
		行為者の氏名	
	C－2	場所	
		排出水の処理方法	
		行為者の氏名	

処分方法の区分	整理番号	処分方法の詳細	
除去による環境影響の程度が遺棄した場合より大きいと認められる場合のその場への遺棄 (法第16条第4号) D	D-1	場所	
		遺棄する廃棄物及びその現状	
		行為者の氏名	
	D-2	場所	
		遺棄する廃棄物及びその現状	
		行為者の氏名	
その他の液状廃棄物の処分であってやむを得ず行われ、かつ環境影響の程度が軽微であるもの。(法第16条第5号) E	E-1	場所	
		処分の方法	
		行為者の氏名	
	E-2	場所	
		処分の方法	
		行為者の氏名	

〔記載要領〕

1. 「処分方法の区分」については、本様式中に記載されている処分方法の区分のうち当該南極地域活動において適用されるものを記載すること。
2. 同じ区分であっても処分を行う施設又は場所が異なる場合にあっては、小区分を行いそれぞれについて処分方法の詳細を記載するものとし、その際には、必要に応じ適宜欄を追加して記載すること。ただし、野外活動に伴うし尿の処分等少量かつ分散的に行われる処分にあっては、同じ方法で行われる処分については一括して記載すること。
3. 「場所」については、少量かつ分散的に行われる場合を除き原則として位置図を添付すること。

[別紙 3－5]

ポリ塩化ビフェニル（別名 P C B）及び南極地域の環境の保護に
関する法律施行令第 5 条で定める物の南極地域への持込みの詳細

南極地域活動の区分			番 号	
持ち込みを行う物の品 目				
持ち込みを行う量				
目的				
持ち込みの方法				
行為者の氏名				

[記載要領]

1. 「目的」については、駆除剤を持ち込む場合の目的を記載すること。
2. 「持ち込みの方法」については、南極地域にある間船舶内又は航空機内に保管するか否かを記載すること。

[別紙 3－6]

南極特別保護地区への立入りの詳細

南極地域活動の区分		番 号	
南極特別保護地区の名称			
管理計画のない地区の場合			
立入りの目的及び必要性			
南極特別保護地区内での行為の内容			
出入りの経路及び地区内での移動経路			
立入りをを行う時期及び期間			
管理計画のある地区の場合			
環境省令に定める要件との対応			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「管理計画のない地区の場合」

- ① 「立ち入りの必要性」については、他の場所では目的を達成することができない理由を記載すること。
- ② 「南極特別保護地区内での行為の内容」には、観測、調査又は施設の設置等南極特別保護地区内で実施される活動の類型及びその実施方法を別紙 2 記載要領 6 に準じて記載すること。
- ③ 「出入りの経路及び地区内での移動経路」については、別紙 2 記載要領 5 に準じて記載すること。なお、地区内での調査、野営又は施設の設置等を行う地点も含めること。
- ④ 「立入りをを行う時期及び期間」については、別紙 2 記載要領 4 に準じて記載すること。

2. 「管理計画のある地区の場合」

- ① 環境省令に定める要件との対応については、当該南極特別保護地区に係る環境省令別表第 6 に掲げる各要件について、それぞれ適合状況を判断するために必要な事項を記載すること。

[別紙 3－7]

南極史跡記念物の補修等の詳細

南極地域活動の区分		番 号	
南極史跡記念物の名称			
目的			
内容及び実施方法			
時期			
行為者の氏名			

[記載要領]

1. 「目的」については、補修、展示解説用資料の設置等の目的を記載すること。
2. 「内容及び実施方法」については、使用機材、補修方法等を記載すること。
3. 「時期」については、別紙 2 記載要領 4 に準じて記載すること。